

宿泊税の使途に関すること

資料 2

- 宿泊税を支払う際の経験上、使途が明示されていると、納得されるのではないかと。
- お客様から宿泊税がかかることの質問に明確に答えられなければ、理解いただけないのではないかと。
- 指宿市の財政が厳しいことが分かったが、指宿は観光のまちなので自主財源を生み出し、有効に使ってほしい。
- 徴収は宿泊事業者にとってマイナス要因（苦勞する）であるので、誘客でプラス要因を生み出してほしい。
- 道路工事などのインフラ整備、公共トイレや水道、防犯など、市民の負担によって賄われているものを観光客が享受している部分もあるので、それを一定程度負担していただくというのはあってよいのではないかと。

入湯税に関すること

資料 3

- 今後温泉施設等の老朽化により財政負担が見込まれるのであれば、入湯税の場合、その使途目的がうたわれているので、入湯税の在り方を考える必要があるのではないかと。
- 宿泊税については、都市部の導入が多いと思うが、温泉地では入湯税が課されており、宿泊税を課すとなると、更にお客様の理解を得る必要があるのではないかと。
- 都市部では宿泊税が多いが、阿寒湖温泉では入湯税に超過課税を導入している。
- 入湯税と宿泊税の二重に税金を払うと思われるのでは。熱海市が温泉のまちで入湯税が課されており、今後宿泊税が課されるようである。

宿泊事業者（特別徴収義務者）の負担軽減に関すること

資料 3

- 最終的にお金をいただくときが一番苦勞する。
- 徴収は宿泊事業者にとってマイナス要因（苦勞する）であるので、誘客でプラス要因を生み出してほしい。（再掲）